

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ー今号の目次ー

- ◆「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の改定案に関するパブリックコメントの実施について……………1
- ◆「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(案)」に関するパブリックコメントの実施について……………2

◆「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の改定案に関するパブリックコメントの実施について

厚生労働省では、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月）および「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月）の内容を整理するとともに、児童福祉施設における食事提供に関する直近の課題等を踏まえて内容を追加・修正し、現場での活用性をより高めた改定ガイドラインの作成に向けた検討を進めています（児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究（令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）／受託：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）。

この度、『「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の改定案（概要）』に対するパブリックコメントが開始されましたのでお知らせいたします。

➤ **募集期間**／令和5年2月24日（金）～令和4年3月9日（木）（必着）

➤ **改定の内容(抜粋)**／

○現行の児童福祉施設ガイドと保育所ガイドラインとでは、

- ・重複する内容が多いこと、
- ・一方で、一部の項目で不整合な内容も見られること

から、児童福祉施設ガイドに、保育所ガイドラインを統合の上、項目を整理し、よりわかりやすい記載となるよう全体の見直しを行う。

○こどもの食事の「場」は必ずしも施設内にとどまらず多様であることから、名称は「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」とする。

○「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」の概要としては、下記のとおり。

1. 児童福祉施設における食事の提供のあり方

児童福祉施設における食事の意義・役割、食事の提供の考え方、食事の提供体制（食事の提供の形態を含む）に応じた留意事項、自然災害等の非常時への備え等を提示

2. 児童福祉施設における食事提供の実践

保育所、乳児院、児童養護施設、障害児施設における食事の提供について、施設を利用するこどもの特性や施設の体制等に応じた実践例を提示
○その他所要の改定を行う。

なお、ガイドラインの改定に関する調査研究事業には、全国保育士会より笠置英恵副会長が委員として参画しており、保育所・認定こども園における食育の意義・役割等について、保育現場の意見を発信しています。

改正案の概要やこれに対する意見の提出については、下記をご参照ください。

■「パブリックコメント」トップ > 案件一覧 > 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の改定案について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220418&Mode=0>

◆「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(案)」に関するパブリックコメントの実施について

改正児童福祉法（令和6年4月施行（一部令和5年4月施行））においては、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限等、資格管理の厳格化が行われます。これに関して厚生労働省では、資格管理の厳格化の適切な運用や、児童生徒性暴力等の防止及び早期発見等の施策を効果的に推進するための指針の作成を進めています。

この度、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（案）」に対するパブリックコメントが開始されましたのでお知らせいたします。

【募集期間】 令和5年2月20日（月）～令和5年3月21日（火）（必着）

【指針(案)の概要】 ※事務局抜粋

第1 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針

1 本指針の目的等

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）により、（中略）児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定が整備されることとなったことを踏まえ、都道府県において資格管理の厳格化に関する運用が適切に実施されるよう基本

的な考え方等を示すとともに、保育士による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処（以下「児童生徒性暴力等の防止等」という。）に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために本指針を策定する。

2 児童生徒性暴力等の定義

3 国、都道府県、市町村、任命権者等、保育所等の役割

（国の役割）

（都道府県の役割）

（市町村の役割）

（任命権者等の役割）

（保育所等の役割）

- 保育所等は、改正法の趣旨を踏まえ、関係者との連携を図りつつ、保育所等における保育士による児童生徒性暴力等の防止等に取り組むとともに、当該保育所等に在籍する児童が保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

第2 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項

1 児童生徒性暴力等の防止に関する施策

(1) 保育士に対する啓発

- 厚生労働省においては、全ての保育士が法の内容を理解し、児童生徒性暴力等の防止等に向けて適切に対応することができるよう、児童生徒性暴力等の特徴や法及び基本指針により求められる措置等について周知を図るとともに、都道府県、児童生徒性暴力等の防止等に係る専門家と連携し、保育士に対し、児童の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発の充実を図る。
- 都道府県、市町村においては、保育士による児童生徒性暴力等の防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、保育士の研修及び啓発の充実を図る。
- 保育所等においては、全ての保育士の共通理解を図るため、外部専門家を活用したり、ロールプレイ形式・ディベート形式を導入したりするなどの効果的な研修の工夫を図りつつ、保育士による児童生徒性暴力等の問題に関する園内研修や保育の振り返りなど様々な機会を捉えて実施するなど取組の充実を図る。

(2) 保育士養成課程を履修する学生への理解促進

(3) 児童及び保護者に対する啓発

- 厚生労働省、都道府県、市町村、保育所等においては、児童の尊厳を保持するため、児童及び保護者に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことについて周知啓発に努める。また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。

2 保育士による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策

- (1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備
- (2) 保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置
- (3) 保育士登録の取消し

3 保育士の任命又は雇用に関する施策

- (1) データベースの整備等
- (2) 保育士を任命又は雇用しようとするときの取組

4 特定登録取消者に対する保育士の再登録に関する施策

- (1) 特定登録取消者に対する保育士の再登録
- (2) 都道府県児童福祉審議会の意見聴取

本指針の案やこれに対する意見の提出については、下記をご参照ください。

- 「パブリックコメント」トップ > 案件一覧 > 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（案）に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220402&Mode=0>